

＜死後離縁許可＞

1 概要

養子縁組の当事者の一方が死亡した後に他の一方が死亡した当事者と離縁しようとするときは、家庭裁判所の許可が必要です。

2 申立人(申立てができる人)

養子縁組の当事者

3 申立先

- ・ 申立人の住所地を管轄する家庭裁判所となります。
- ・ 申立人の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表(家事)をご覧ください。
- ・ 申立人の住所が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・離縁を求める養親子関係ごとに 800 円分
(例えば、養父、養母の両方と養子との関係での申立ての場合には、1,600 円必要となります。)
- ・ 連絡用の郵便切手・・・500 円×2 枚、100 円×1 枚、84 円×5 枚、10 円×2 枚
合計 1,540 円分

5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・ 申立人(養子又は養親)の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通
 - ・ 亡養親(申立人が養子の場合)又は亡養子(申立人が養親の場合)の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) 1 通(養子と養親が別戸籍の場合)
- ※ 事案によっては、このほかの資料(例えば、養子が離縁した後に法定代理人となる方の戸籍謄本(全部事項証明書)など)の提出をお願いすることがあります。

6 その他

養子が 15 歳未満の場合には、その養子が離縁した後に法定代理人となる者(実父母等)が養子に代わって手続を行います。